

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	いちき串木野市 障害児通所支援事業及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、障害児通所支援事業及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障害児通所支援事業及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

いちき串木野市長

## 公表日

令和6年5月20日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	障害児通所支援事業及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務				
②事務の概要	発達障害児に対して、通所支援、障害福祉サービスの支援を行います。 ①障害児通所支援の申請受付、決定 ②障害児通所支援の決定通知書及び受給者証発行 ③障害児通所支援の利用料徴収及び助成及び給食費徴収 ④障害児通所支援の給付費(国・県)の交付申請 ⑤障害福祉サービスの受付、審査 ⑥障害福祉サービスの決定通知書及び受給者発行 ⑦障害福祉サービスの国保連合会請求情報確認				
③システムの名称	障害者福祉管理システム・中間サーバー・統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
障害者総合支援情報ファイル 心身障害者台帳情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第8項				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 実施する</td></tr> <tr><td>2) 実施しない</td></tr> <tr><td>3) 未定</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 実施する	2) 実施しない	3) 未定
<選択肢>					
1) 実施する					
2) 実施しない					
3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二 第16項、56-2の項及び116の項 番号法第19条第7項、別表第二 第10項、11の項及び12の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	いちき串木野市 福祉課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	いちき串木野市 福祉課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1				

## II しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 1,000人未満(任意実施)</td></tr> <tr><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr> <tr><td>3) 1万人以上10万人未満</td></tr> <tr><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr> <tr><td>5) 30万人以上</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 1,000人未満(任意実施)	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上
<選択肢>							
1) 1,000人未満(任意実施)							
2) 1,000人以上1万人未満							
3) 1万人以上10万人未満							
4) 10万人以上30万人未満							
5) 30万人以上							
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 500人以上</td></tr> <tr><td>2) 500人未満</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 500人以上	2) 500人未満			
<選択肢>							
1) 500人以上							
2) 500人未満							
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <table border="0" style="float: right;"> <tr><td>&lt;選択肢&gt;</td></tr> <tr><td>1) 発生あり</td></tr> <tr><td>2) 発生なし</td></tr> </table>	<選択肢>	1) 発生あり	2) 発生なし			
<選択肢>							
1) 発生あり							
2) 発生なし							

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ-1	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	H28.4.1	H29.4.1	事後	
平成30年4月1日	I-5-②	福祉課長 後潟正実	福祉課長 立野美恵子	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-1	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2	H29.4.1	H30.4.1	事後	
平成31年4月1日	I-1-①	障害児通所給付金の交付申請及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務	障害児通所支援事業及び障害児の障害福祉サービスの実施に関する事務	事後	
平成31年4月1日	I-1-③	中間サーバー・統合宛名システム	障害者福祉管理システム・中間サーバー・統合宛名システム	事後	
平成31年4月1日	I-5-②	福祉課長 立野美恵子	福祉課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ-1	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ		項目追加	事後	様式変更によるもの
令和2年4月1日	Ⅱ-1	H31.4.1	R2.4.1	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	H31.4.1	R2.4.1	事後	
令和2年4月1日	Ⅳ-8	外部監査[○]を削除	内部監査に[○]を追加	事後	
令和3年4月1日	Ⅳ-8	内部監査[○]を削除	外部監査に[○]を追加	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-1	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	R3.4.1	R4.4.1	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-1	R5.4.1	R6.4.1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-2	R5.4.1	R6.4.1	事後	